

市税・保険料の納期限内 納付にご協力ください

くわしくは
収税課
☎(21)5103

教育や福祉・医療の充実、生活環境の整備など、さまざまな事業は、税金や保険料で賄われています。住みよいまちづくりのために、納期限内の納付にご協力ください。なお、納期限は下表のとおりです。

納付できる場所

- 市の窓口：収税課、足利銀行市役所出張所、各総合支所、各支所・出張所、市民サービスセンター
- 金融機関：足利銀行、筑波銀行、栃木銀行、鹿沼相互信用金庫、中央労働金庫、上都賀農業協同組合、みずほ銀行、ゆうちょ銀行・郵便局(関東地方・山梨県のみ)
- コンビニエンスストア(市税のみ)
- ・納付できるコンビニは、納付書の裏面に記載してあります。
- ・利用期限内に限ります。
- ・納税額が30万円以上の場合は、コンビニでの納付はできません。
- ・介護保険料および後期高齢者医療保険料は、コンビニでの納付はできません。

口座振替推進キャンペーン

- 口座振替のメリット
 - ・納めに行く手間が省けます。
 - ・希望口座から自動的に引き落としになり、納め忘れがありません。
- 日光仮面ストラップをプレゼント
 - 期間中に口座振替を申し込まれた方に、日光仮面ストラップを差し上げます。
- 期間
 - 5月1日(水)～7月31日(水)
- 対象となる方
 - 平成25年度中に次の対象種目に賦課があり、現在口座振替を申し込んでいない方
 - 対象種目
 - 市県民税、固定資産(都市計画)税、軽自動車税、国民健康保険税、介護

表：平成25年度 市税などの納期限一覧

税目 納期限	市県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)
5月31日	随時 (6期)	1期	1期	随時 (10期)	随時 (10期)	随時 (10期)
7月1日	1期					
7月31日		2期		1期	1期	1期
9月2日	2期			2期	2期	2期
9月30日				3期	3期	3期
10月31日	3期			4期	4期	4期
12月2日				5期	5期	5期
12月25日		3期		6期	6期	6期
1月31日	4期			7期	7期	7期
2月28日		4期		8期	8期	8期
3月31日	随時 (5期)			随時 (9期)	随時 (9期)	随時 (9期)

※最終納期限の後に納税額の更正などがあった場合、「随時」として課税されることがあります。

納税通知書(納付書)と預金通帳、通帳印を持参し、申込先に備え付けの口座振替依頼書に記入する。



日光仮面ストラップ

民生委員・児童委員は一定の担当地区を受け持ち、悩み事を抱えて困っている方の相談相手として、地域福祉の向上に務めています。そして、「広げよう 地域に根ざした思いやり」のスローガンのもと、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、お手伝いしています。

地域の身近な支援者

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として自治会から推薦され、厚生労働大臣の委嘱を受けた人たちです。現在日光市には、20名の民生委員・児童委員と、26名の主任児童委員がいます。また、市内を13の地区に分け、民生委員児童委員協議会(以下、民児協)を設置しています。各民児協は、それぞれ独自の活動に取り組み、高齢者の見守り活動や小中学校行事への参加、ボランティア活動などを行っています。

民生委員・児童委員の活動内容

民生委員・児童委員は、困っている方たちの相談を待っているだけではなく、地域で問題を抱えた方の必要に応じて、福祉制度や施設の情報提供などを行っています。担当地区の実情を積極的に把握し、行

政機関や福祉施設とのパイプ役として、見守り活動や調査などを行っています。

また、地域の方や福祉団体などと協力し、地域福祉活動を積極的に進めています。高齢者と世間話をしながら悪質商法の被害に遭わないよう注意を促したり、認知症の進行などによる生活状況の変化に気付いたときには、地域包括支援センターなどの関係機関へ相談したりしています。

主任児童委員の活動内容

主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当します。市内小中学校への訪問や関係機関との連携など、担当地区の民生委員・児童委員と共に活動しています。また、地域の援助が必要な家庭には、地域の方と共に支援の輪に加わります。

フライバシーに配慮した活動

民生委員・児童委員は、地域の皆さんが安心して相談できるように務めることも、相談内容を外部に漏らすことはありません。市民の皆さんの信頼関係を築くため、普段から相談者のフライバシーに配慮した活動を心掛けていますので、気軽にご相談ください。また、市からの調査や、地域の高齢者などの状況を日常的に把握するために、皆さんのお住まいへ訪問することがありますので、ご協力をお願いします。

担当する地区

お住まいの地区の民生委員・児童委員が分からない場合は、次の担当課までお問い合わせください。

- 今市地域…高齢福祉課 福祉総務係 ☎(21)5100
- 日光地域…☉市民福祉課 ☎(54)1110
- 藤原地域…☉市民福祉課 ☎(76)4105
- 足尾地域…☉市民福祉課 ☎(93)3113
- 栗山地域…☉市民福祉課 ☎(97)1114

知っていますか？ 民生委員・児童委員のこと

5月12日は民生委員・児童委員の日